

令和 7 年 4 月 1 日
清瀬市監査委員決定

令和 7 年度 清瀬市監査計画

この計画は、清瀬市監査基準第 7 条の規定に基づく、監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、以下のとおり策定する。

1 基本方針

- (1) 市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し正確であることだけでなく、経済性、効率性、有効性も重視して監査等を実施する。
- (2) 市の事務の管理及び執行等のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- (3) 内部統制がどの程度監査に活用できるかを勘案し、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を適切に配分して監査等を実施する。
- (4) 監査等を実施する過程において、必要に応じて是正または改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮する。
- (5) 監査等の結果に対する改善が図られているかどうか、監査等の実効性を確認する。

2 監査等の種類及び根拠法令

- (1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1・2・4 項）
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。
行政監査については、定期監査と併せて実施する。
- (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。
- (3) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。
- (4) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

(5) 基金運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(7) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

(8) その他の監査（地方自治法第 242 条他）

必要に応じて実施する。

3 監査等の実施体制

2 名の監査委員及び監査委員の事務を補助する監査委員事務局職員が、監査委員の適切な指揮監督のもと監査事務を実施する。

4 監査等の実施時期・対象等

監査等の種類	予定時期	対 象
工事監査	4 月から 9 月下旬	南部地域児童館等複合施設整備工事
決算審査	6 月上旬から 8 月下旬	各会計歳入歳出決算書等
基金運用審査	6 月上旬から 8 月下旬	各基金
例月出納検査	毎月 20 日～月末の間	各会計の現金出納事務等
健全化判断比率等審査	7 月中旬から 8 月下旬	健全化判断比率等
内部統制評価報告書審査	6 月上旬から 8 月下旬	内部統制評価報告書等
定期監査（第 1 回）	12 月中旬から 2 月下旬	地域振興部
その他の監査	請求のあった時期	請求対象の部署等

※ 監査委員が必要と認める場合は計画を変更することがあります。

※ 令和 6 年度（令和 7 年 2 月）に工事監査にかかる業務委託契約を締結。